

解体工事業の登録制度について(建設業許可との比較)

■建設リサイクル法による解体工事業の登録制度は、建設業法の許可制度を参考に規定されている(建設業許可の対象とならない小規模業者を対象とした登録制度であることから、建設業許可制度と比べ緩やかな規定となっている)。

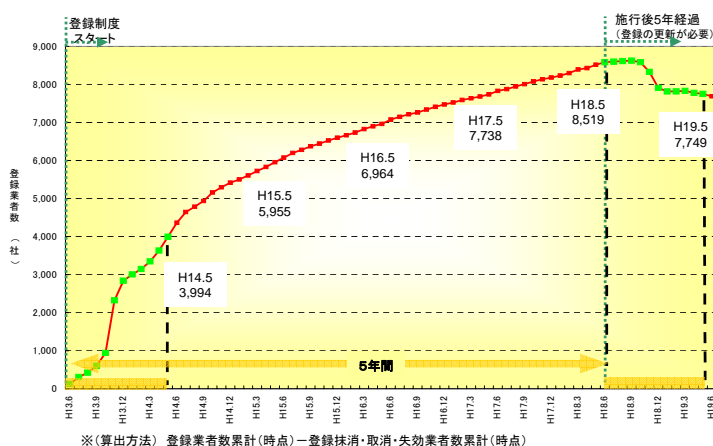
項目	建設リサイクル法による解体工事業者登録	建設業法による建設業許可
登録/許可申請	申請先: 都道府県知事 有効期間: 5年(満了日の30日前までに更新申請)	申請先: 国土交通大臣もしくは都道府県知事 有効期間: 5年(満了日の30日前までに更新申請)
登録拒否事由/許可基準	以下のいずれかに該当する場合、登録拒否 ①申請書等の虚偽記載、重要事実の記載欠落 ②解体工事業者としての適正を期待し得ない場合 (登録取消処分から2年以内、事業停止期間中、 建設リサイクル法違反による罰金以上の刑の執行を終えて2年以内 等) ③申請者が技術管理者を選任していない場合	以下の基準を満たしていることが必要 ①経營業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること ②各営業所に技術者を専任で配置していること ③請負契約に関して不正行為を犯すおそれがある者でないこと ④請負契約履行に足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること ⑤過去において一定の法令(他法令含む)に違反した者等でないこと
登録/許可の取消等	登録業者が上記登録拒否事由に該当した場合、登録取消又は6ヶ月以内の事業停止命令	許可業者が上記許可基準を満たさなくなった等した場合、許可取消又は1年以内の営業停止命令又は指示
技術者の設置	<技術管理者の選任> 工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(施工に従事する他の者の監督) [要件]以下のいずれかに該当する者 ①実務経験年数 例: 一定の学歴を履修した高校卒業業者: 4年(国土交通大臣の登録を受けた講習の受講者は1年短縮) ②有資格者 ・建設業法による技術検定(1級土木施工管理 等) ・技術士(建設部門) ・国土交通省の登録を受けた試験の合格(解体工事施工技士試験等) 等	<主任技術者又は監理技術者> 工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる者 [要件]以下のいずれかに該当する者 ※一般建設業(とび・土工事業)の場合 ①実務経験年数 例: 一定の学歴を履修した高校卒業業者: 5年 ②有資格者 ・建設業法による技術検定(1級土木施工管理 等) ・技術士(建設部門等) ③その他(海外実務経験について国土交通大臣の認定を受けた者) ※その他、営業所専任技術者の専任が必要
その他	・都道府県知事による解体工事業者登録簿の閲覧 ・標識の掲示・帳簿の備付け等 ・報告徴収・立入検査 ・業者に対する罰則(最高: 懲役1年・50万円)	・国土交通大臣又は都道府県知事による提出書類の閲覧 ・標識の掲示・帳簿の備付け等 ・報告徴収・立入検査 ・業者に対する罰則(最高: 懲役3年・1億円)

23

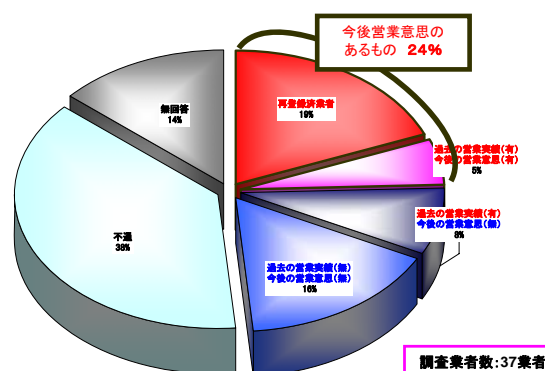
解体工事業登録業者数の推移及び分析

- 登録開始から5年間(~H18.5): 登録業者数は順調に増加
5年経過後(H18.6~): 登録未更新に伴う失効により、登録業者数が一時的に減少
- アンケート調査によると、未更新業者のうち、失効後再登録を行ったものは約2割で、
今後も解体工事業を営む意思のあるものは約4分の1である。
→登録業者の中にも、営業実績や意思のない者が一定割合存在する可能性が高い

(1)登録業者数の推移



(2)5年未更新による登録失効業者の内訳 (A県における電話アンケート結果)



24

分別解体等における工事内容及び費用の明確化(1/2)

■分別解体等の適正実施確保のため、発注者と元請業者、元請業者と下請業者のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する必要が適正に支払われる必要があることから、対象建設工事の届出に係る事項説明等や、請負契約に係る書面の記載事項について規定を設けている。



■対象建設工事の届出に係る事項説明 (元請業者→発注者)
 少なくとも以下の事項について、**契約前に書面(様式事由)**で説明。
 ①解体建築物等の構造(解体工事の場合)
 ②使用する特定建設資材の種類 (新築工事等の場合)
 ③工事着手の時期及び工程の概要
 ④分別解体等の計画
 ⑤解体建築物等に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事の場合)

■対象建設工事の届出に係る告知 (元請業者→下請業者)
 発注者から都道府県知事へ届け出られた事項について告知 (**口頭でも文書でも可**)。
 ※下請業者は建設業を営む者であり、分別解体等に関する専門知識や技術を有しているため、説明までは要していない。

■対象建設工事の請負契約に係る書面記載事項 (発注者⇄元請業者、元請業者⇄下請業者)
 分別解体等の適正実施の確保が特に重要であるとの認識に基づき、以下の事項を**契約書面に記載**。
 ①分別解体等の方法
 ②解体工事に要する費用
 ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 ④再資源化等に要する費用

分別解体等における工事内容及び費用の明確化(2/2)

◎見積書の一例

見積書

御見積書 平成19年 月 日

株式会社〇×△□
 代表取締役 〇×△□

工事名称: 〇〇 解体工事
 工事場所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

◎備考
 ・家電リサイクル製品処分は別途です。
 ・引越雑存物処分は別途です。
 ・宅地内地中埋設物処分は別途です。

合計 ¥1,220,000
 消費税額 ¥61,000
 物見積書合計 ¥1,281,000

名称	品型	数量	単位	単価	金額
分別解体等に要する費用		1.00	式		683,572
再資源化等に要する費用		1.00	式		169,650
その他産業廃棄物処分費用		1.00	式		224,800
その他費用		1.00	式		150,000
値引き		1.00	式		-8,022
合計					1,220,000

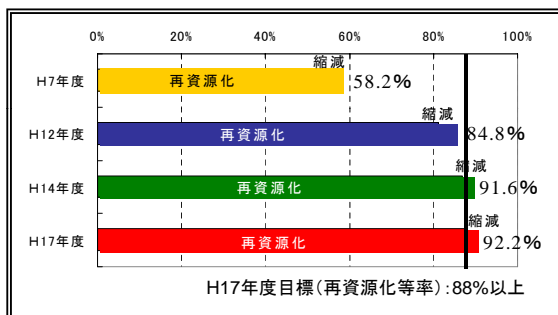
内訳書

No.	名称	品型	数量	単位	単価	金額
	養生シート(4面)	掛け払い	187.20	m ²	700	131,040
	屋根葺き材	撤去	78.50	m ²	800	62,800
	内部造作	撤去	90.26	m ²	1,200	108,312
	木造上屋	解体	90.26	m ²	2,000	180,520
	基礎	解体	60.45	m ²	2,000	120,900
	非繊維性アスベスト	屋根撤去	1.00	式	80,000	80,000
	建物一部手壊し			式		0
小計	分別解体等に要する費用					683,572
	木くず	処分	7.90	t	18,000	142,200
	コンクリート	処分	18.30	t	1,500	27,450
小計	再資源化等に要する費用					169,650
小計	その他産業廃棄物処分費用					224,800
	C/B壁	撤去(道路面のみ)	1.00	式		45,000
	門柱	撤去	1.00	式		10,000
	土間コン	撤去	1.00	式		40,000
	カーポート	撤去	1.00	式		30,000
	バルコニー	撤去	1.00	式		20,000
	橋本	撤去		式		
	腐石	撤去		式		
	物置	撤去	1.00	式		5,000
小計	その他費用					150,000
合計						1,220,022

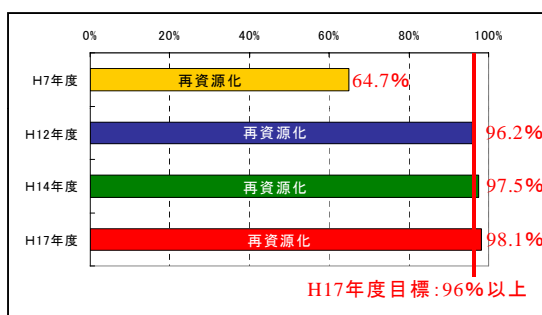
特定建設資材廃棄物の再資源化率等の推移

■ 特定建設資材の再資源化率は、着実に上昇し平成17年度目標※を達成している。
 ※建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)における目標

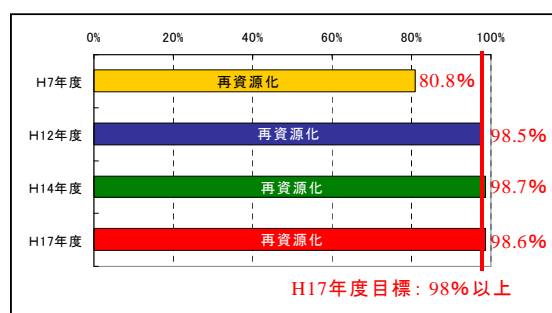
○建設廃棄物合計



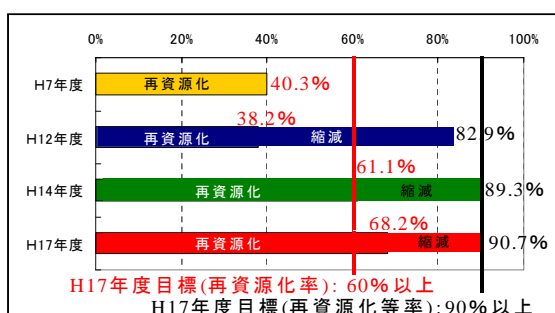
○コンクリート塊



○アスファルト・コンクリート塊



○建設発生木材(伐木材等含む)

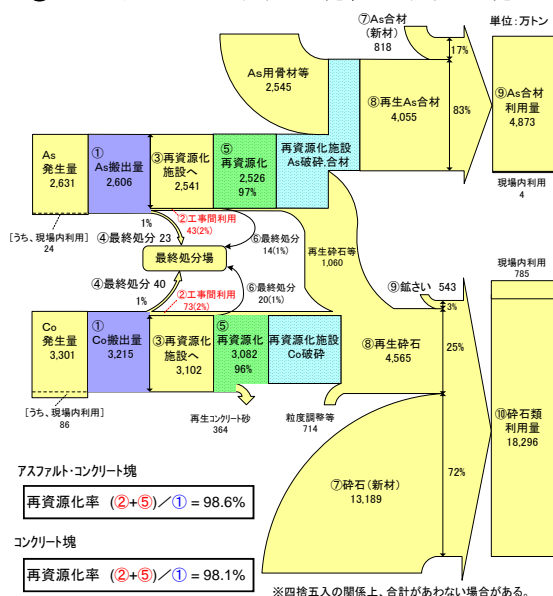


出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) 27

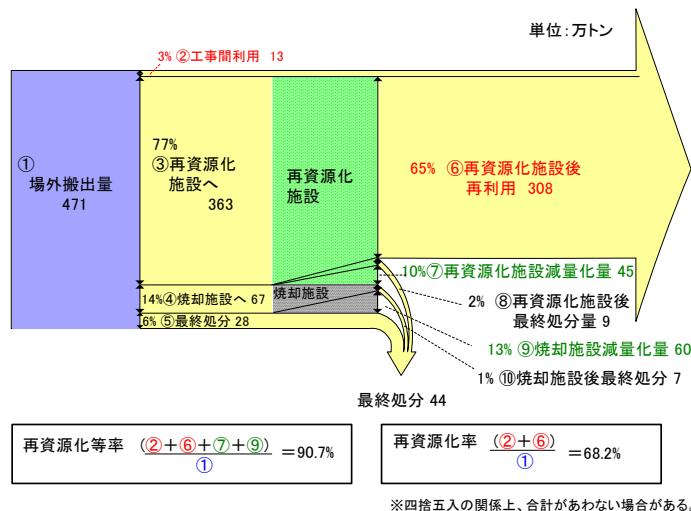
特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー

■ As塊及びCo塊は、ほとんどが再資源化施設で破碎されたのち、建設工事にて「再生砕石」や「再生As合材用骨材」等として利用されている。
 ■ 建設発生木材は、77%が再資源化施設へ搬入されチップ化。一方で23%が縮減。

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊



②建設発生木材(伐木材等含む)



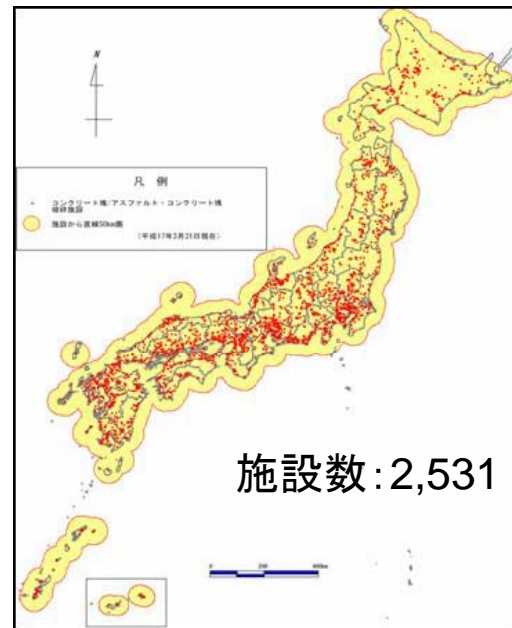
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況 (1/2) 1)2.1.3

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設(破碎施設)は、平成17年現在で2,531施設。平成12年から平成17年にかけて741施設増加。
- 全国に多数の施設が広く分布している(一部離島等を除く)。



平成12年



平成17年

出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設

29

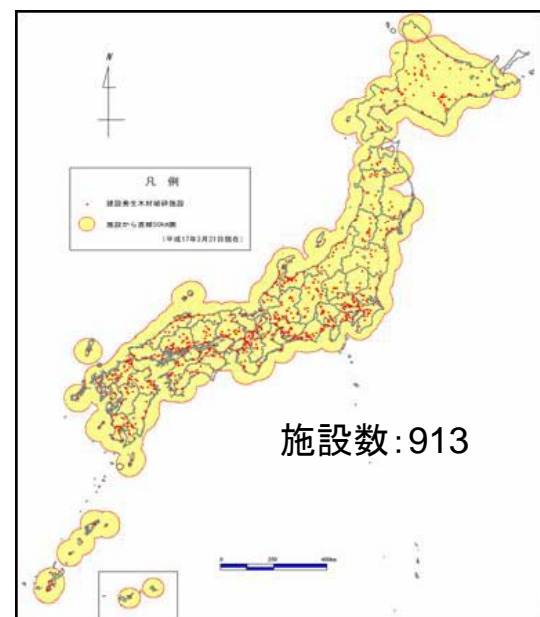
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況 (2/2) 1)2.1.3

②建設発生木材(伐木材等含む)

- 建設発生木材の再資源化施設(チップ化施設)は、平成17年現在で913施設。平成12年から平成17年にかけて675施設増加している。
- 周辺に再資源化施設が無い地域が一部残っているが、概ね解消されつつある。



平成12年



平成17年

出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設

30